

東南アジア・オセアニア地域

税務ニュース 2024 年 6 月号

June 2024 | Volume 33



目次

1. 今月のハイライト	p.1	
2. 各国税務ニュース(2024 年 5 月 31 日時点)	p.2-4	
ベトナム	フィリピン	マレーシア
シンガポール	オーストラリア	
3. セミナー情報	p.4	
4. 各国問い合わせ先	p.5	

今月のハイライト

- シンガポール財務省は 2024 年 6 月 10 日に第 2 の柱(Pillar2)トップアップ課税関連法案に係るパブリックコンサルテーションを公表しました。2024 年 6 月 10 日から 7 月 5 日にかけてこれらの法案に係るパブリックコンサルテーションを行い、同法案に関する意見を募集しています。
- オーストラリア連邦予算案では、年間のグローバル売上高が 10 億オーストラリアドルを超えるグループに属する納税者が、ロイヤルティ源泉税が適用されるべきロイヤリティ支払について、誤区分や過小評価を行っていたことが判明した場合、新たな罰則が導入されることが想定されています。また、キャピタルゲイン税(CGT)が生じる事象に関する外国居住者の CGT 制度の改正が行われることが想定されています。
- フィリピン内国歳入庁は 2024 年 5 月 9 日の通達にて、源泉徴収が求められる支払いに関する損金算入の要件の適用時期について解説しています。
- マレーシア内国歳入庁は、2012 年の事前確認(APA)ガイドラインの改訂版を 2024 年 4 月 2 日付で発行しました。この改定により、申請年度のマージンが過年度と比較して低下する場合には、一定範囲内の低下でなければ、APA の申請ができないことになりました。

各国税務ニュース(2024年5月31日時点)

ベトナム

個人データ保護に関する政令の違反に関する草案



2023年4月17日に発行された個人データ保護に関する政令13/2023/ND-CPに続き、公安省はサイバーセキュリティおよび個人データ保護についての違反行為に対する行政罰に関する政令の草案を作成しており、導入に向けて最終段階をを迎えています。

同政令は、2024年6月からの施行が計画されています。

フィリピン

源泉徴収が求められる支払いに関する損金算入の要件の明確化



内国歳入庁(BIR)は2024年5月9日の通達(RMC No. 60-2024)にて、源泉徴収が求められる支払いに関する損金算入の要件について説明しています。また、2024年1月に成立した納税簡易化法(EOPT - Ease of Paying Taxes Act)により、税法第34条(K)の規定が廃止されました。これにより、今後は費用項目の源泉徴収を誤った場合でも他の要件を満たしていれば、源泉徴収の対象となる費用を総所得から控除することが可能になります。本通達は、その適用時期について解説しています。

マレーシア

5月のマレーシア税制アップデート



移転価格の事前確認(APA)ガイドラインの改訂

内国歳入庁は、2012年の事前確認(APA)ガイドラインの改訂版を2024年4月2日付で発行しました。これにより、APAで申請するマージンが過年度の平均マージン(実績値)から一定範囲を超えて低下する場合には、原則としてAPAの申請が受け付けられることになりました。

シンガポール

第2の柱(Pillar2)トップアップ課税関連法案に係るパブリックコンサルテーションの公表



財務省(MOF)は2024年6月10日に第2の柱における国内トップアップ課税(DTT)と所得合算ルール(IIR、本法案ではMultinational Enterprise Top-up Tax、以下「MTT」)の導入に向けた多国籍企業(ミニマム税)法案およびその補助法案を公表しました。同省は2024年6月10日から7月5日にかけてパブリックコンサルテーションを行い、これらの法案に対する意見を募集しています。本法案におけるDTTとMTTの主要な規定には下記3点が含まれるとされています。

- 本法案の対象となる大規模多国籍企業(MNE)グループの最終親会社はIRASへの登録義務を負い、通知を行わなければならない。
- DTTにおいて、対象MNEグループの最終親会社は対象MNEグループのシンガポール法人の1社をDTT申告会社(DTT filling entity、以下「DFE」)として指定しなければならない。DFEは、各事業年度終了後15カ月以内(移行年度においては、18カ月以内)にDTT申告書を提出し、申告書提出期限から1カ月以内にDTTの納付を行わなければならない。
- MTTにおいて、対象MNEグループ所属法人は対象MNEグループの構成事業体であるシンガポール法人の1社をGloBE情報申告法人(GloBE information return filling entity、以下「GFE」)として指定しなければならない。GFEは他の法域で同様の申告書の提出がされていない場合にGloBE情報申告書を提出する義務を有し、他の法域で同様の申告書が提出されている場合にはその提出法人と提出国をIRASに通知する義務を有する。また、MTTの対象となるシンガポール親法人は、各事業年度終了後15カ月以内(移行年度においては、18カ月以内)にMTT申告書を提出し、申告書提出期限から1カ月以内にMTTの納付を行わなければならない。

公表された法案には第2の柱に関する所得税法(ITA)の改正案として、シンガポールおよび他の法域におけるトップアップ税額の損金不算入や、税額控除および国外源泉所得免税の適用関係を明確にする改正が含まれています。また、補助法案ではGloBEモデルルールに基づく実効税率とトップアップ税の計算に必要となる財務会計上の利益または損失および適格税金費用の調整に関する詳細が定められています。

なお、2月に公表された2024年度予算案に基づく第2の柱(Pillar2)以外の所得税法(ITA)の改正についても、パブリックコンサルテーションが同時に公表されています([詳細](#))。

電子インボイス(GST InvoiceNow)に関するウェブページの公表

内国歳入庁(IRAS)は2024年5月6日に電子インボイス(GST InvoiceNow Requirement)に関するウェブページを公表しました。本制度の対象となるGSTの任意登録事業者はInvoiceNowと呼ばれる電子インボイスのネットワークを通じて、IRASに請求書データを提出する必要があります。本制度はシステム導入にかかるリードタイムを十分に与えるため段階的に導入され、2025年11月1日からはGSTの任意登録を行う新規設立法人に対して、2026年4月1日からは新たにGSTの任意登録を行う全ての事業者に対してそれぞれ導入されます。上記以外のGST登録事業者への導入に関する詳細は今後発表される予定です。

VCCに関する通達の改正

IRASは2024年5月31日にVariable Capital Companies(VCC)に関する通達(e-tax Guide)を改正し、以下の点などを明確化しました。

- VCCサブファンドにおけるGST登録義務の判定には、リバースチャージの対象となる仕入額が含まれること
- 2024年予算案に基づくCITリベートについて、VCCが少なくとも1名の従業者のCPF拠出金を負担している場合には、ローカル雇用要件を満たすこと

オーストラリア [Monthly Tax Update May](#)



オーストラリア税務に関する連邦予算案のうち、以下を含む点について解説しています。

大企業と投資に関する措置

重要鉱物生産特別控除および水素生産特別控除が、Future Made in Australiaイニシアチブの一環として導入されることが想定されています。

グローバル税

年間のグローバル売上高が10億オーストラリアドルを超えるグループに属する納税者が、ロイヤルティ源泉税が適用されるべきロイヤリティ支払について、誤区分や過小評価を行っていたことが判明した場合、新たな罰則が導入されることが想定されています。

また、2025年7月1日以降にキャピタルゲイン税(CGT)が生じる事象に関する外国居住者のCGT制度について、CGTの対象資産の種類の明確化および拡大、主要資産テストの変更、一定の取引実行前のATOへの通知といった改正が行われることが想定されています。

中小企業に関する措置

中小企業向けの2万オーストラリアドルの即時償却を、さらに1年間延長することが想定されています。

個人所得税および年金に関する措置

政府資金による有給育児休暇(PPL)制度に追加資金が提供されることが想定されています。

その他の措置など

ATOがBAS(business activity statement)をさらに調査することを目的として還付金の支払いを保留する場合、納税者に通知するための期間を14日から30日に延長し、詐欺対策の強化を図ることが想定されています。

また、追加財源がATOに拠出され、各種措置が講じられることも想定されています。

さらに、457品目の低率関税(Nuisance tariff)が永久に廃止されることも想定されています。

以前に発表されたが制定されていない税制改正案

上記の税制改正案に加えて、過去発表されたいくつかの改正案について、政府は当該措置などを法制化しないこと、もしくは開始日を延期することを発表しました。

詳細は、[5月号のニュースレター](#)をご参照ください。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

オーストラリア税制改正と予算案の概要について

2024年4月にRoyal Assentにより正式に法制化された過少資本税制のほか、公開草案が発表されている第2の柱(Pillar2)など、日本企業への影響が大きいと考えられる論点を中心に解説しています。

併せて、2024年5月に発表された2024/25年度オーストラリア連邦政府予算案の税制改正についても解説しています。

配信期間: 2024年5月29日(水)～8月30日(金)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: https://event.webcasts.com/starthere.jsp?ei=1670731&tp_key=8c4946d06e

韓国の移転価格税制の動向

韓国税務当局は、多国籍企業グループの韓国子会社の移転価格を常に注視しています。そこで本セミナーでは、PwC 税理士法人の国際税務サービスグループ(移転価格)の担当者が PwC 韓国の移転価格担当チームのメンバーとともに、韓国の移転価格税制に関する直近の動向や、韓国子会社との移転価格運用について具体的な事例を通じて解説します。

配信期間: 2024年4月10日(水)～2024年7月31日(水)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240403.html>

M&Aを成功に導くESG デューデリジェンスの実務

経営環境が複雑化する今日において、企業経営のサステナビリティ(持続可能性)を評価するには、短期的な財務パフォーマンスに加え、変化する経営環境への対応力も重要な観点となります。またM&Aでは、案件成立後の将来を見通した価値創造(Value Creation)が重要となるため、ESGの観点も含めた適切なデューデリジェンスが必要となっています。PwC アドバイザリーは、この「ESG デューデリジェンス」という新しい視点を取り入れ、推進する方々へのはじめての基本的な実務書として、書籍『M&Aを成功に導くESG デューデリジェンスの実務』を刊行しました。本セミナーでは、同書の内容に触れながらESG デューデリジェンスの大枠を解説します。

配信期間: 2024年5月21日(火)～2024年8月20日(火)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/d1240520.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、
石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先: id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先: th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔
問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄
問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.